写

国分寺市監委告示第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，平成27年度第２回定期監査，公の施設の指定管理者監査及び行政監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので，別紙のとおり公表する。

平成29年２月28日

国分寺市監査委員

森　末　暢　博

皆　川　りうこ

写

収受
第　号
29.2.20
国分寺市
監査委員事務局

国政情収第1686号

平成29年２月20日

国分寺市監査委員

森　末　暢　博　様

皆　川　りうこ　様

国分寺市長　井　澤　邦　夫

平成27年度第２回定期監査等の結果に関する報告書の提出について

（報告）

平成28年３月23日付け国監発第43号で提出された監査の結果に基づき，別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成27年度第２回定期監査の結果に関する報告書
（子ども家庭部）

１　公印管理について

使用しなくなった公印を所管課で保管していた。公印管理は使用しなくなった印章及び印影は政策部長に引継ぎ，保存期間経過後に破棄することになっており，公印の管理，使用については国分寺市文書管理規則に基づき，適切な措置を講じられたい。（子育て相談室）

（措置内容）

前施設名の公印は，文書担当に処分方法を確認の上，保存期間が過ぎているため，所管課において破棄をしました。

２　備品管理について

備品台帳に登録されている物品に，移管手続きや，廃棄手続きが行われていないもの，委託業者への貸与品が備品登録されていないものがあった。備品及び備品台帳の適正な管理に努められたい。事業の委託や指定管理者への移行による備品貸与時，機構改革や事務所内の配置換え時は特に注意されたい。（子ども子育て事業課，子ども子育てサービス課）

（措置内容）

子ども子育て事業課

この度の指摘を受けて，速やかに各施設ごとに備品整理を行い，備品登録について確認を行いました。平成27年度の機構改革を受け，保育園・児童館・学童の備品登録多く，現在も備品の確認及び管理を適正に行っております。今後は，保育園の民営化や，児童館・学童では，指定管理の更新時の際には，より適正な備品管理を徹底するよう努めてまいります。

子ども子育てサービス課

関係課と連携して備品台帳の整理を行い，機構改革後に適切に移行されていなかった台帳について管理換え等の対応を行いました。また，委託業者への貸与品に係る備品登録については，現在備品の確認作業を進めておりますので，今後状況が確定次第，適切に台帳登録したします。今後はこのようなことのなきよう備品管理の徹底に努めてまいります。

3　郵便切手，はがきの管理について

以下の事項について，郵便切手等と受払票の枚数の確認を行い，適正に管理されたい。（子育て相談室）

・国分寺市文書管理規程に定められた様式と異なる受払票を使用していた。

・使用又は購入した郵便切手等について，種別の違う受払票に記入していた。

（措置内容）

国分寺市文書管理規程に定められた様式を使用し，管理者が定期的に確認し，押印を行うことにより，適正な管理を図ってまいります。

4　契約管理について

主管課契約による契約書に，綴り間違いや協定日の漏れ等がみられた。

所管で契約書の確認をし，適正な事務執行をされたい。（子育て相談室）

（措置内容）

毎年行う主管課契約なので，平成28年度は，所管で契約書の確認を複数の目で行い，適正に事務執行を行った。今後も適正に事務執行を行っていきます。

5　出張時の交通手段について

自家用車による出張がみられた。自家用車による出張の取扱について，車両及び出張旅費等を管理する所管も含めて整理されたい。

（子ども子育て事業課）

（措置内容）

この度の指摘を受けて，自家用車での出張は行わず，適正な公共機関の利用や経路を徹底いたしました。また，出張旅費の申請につきましても，申請者が申請前に再度確認をし，各係長が経路及び出張費などの確認した後，承認するよう努めてまいります。

6　その他

国分寺市認可保育所等入所基準検討会について，検討会を招集する調整役が欠席した場合の検討会開催について，設置要綱に記載がなく必要と思われるため整理されたい。（子ども子育てサービス課）

（措置内容）

国分寺市認可保育所等入所基準検討会設置要綱第５条第２項を改正し，「検討会は，調整役および構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」ことに改め整理いたします。なお，調整役は２名配置することも含め，検討いたします。

平成27年度公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告書
（国分寺市立福祉センター・地域福祉課）

（１）共通事項（所管・指定管理者）

①使用料の減免申請について

使用料の減免申請書において，使用目的が明確ではない申請書，使用料減免申請の理由が記入されていない申請書があった。使用料を減免することができるのは規則で定められている場合のみであり，これらの記入がないと判断できない。指定管理者は利用者に記入漏れがないよう説明し，指定管理者及び所管は減免に際して適切な処理をされたい。

（措置内容）

指定管理者には記入漏れがないように注意喚起しました。また，月報と併せて当月の申請書の控えが提出されるため，全件を点検し，記入漏れがあれば指摘して確認・修正を求め，繰り返し注意喚起をしています。

②自主事業について

自主事業の実施について料理実習室の使用料を全額免除していた。協定書（第 47 条第１項）には，「指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする」となっており，使用料が発生する場合は市の歳入となることから，免除することによって使用料分を市が負担しているとも考えられる。今後使用料の扱いについては，他の施設の指定管理者の例も参考にし，適切な措置を講じられたい。

また，事業報告では自主事業収支計算書の提出はなく，指定管理委託料に係る収支決算書にも自主事業分の記載がなかった。自主事業を行う場合，募集要項では「申請手続き時に自主事業計画および企画提案書により

提案し，自主事業収支計算書を提出すること」となっており，協定書（第47 条第２項）では事業計画書を提出し市の承諾を受けなければならないとしている。

自主事業における事業計画書，収支計算書，事業報告書，収支決算書等の提出について明確にすることを検討し，所管と指定管理者の文書による承諾のもとに事業を実施されたい。

（措置内容）

自主事業の実施における施設使用料の取り扱いについては，引き続き免除による取り扱いが適切であると考えます。協定書にある「指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする」との記述については，施設使用料が当然に発生するとは書かれておらず，福祉センターの自主事業においては，人件費や事務費等については指定管理者の負担としていますが，施設使用料は免除として取り扱い，徴取していません。市民の福祉活動の推進や地域社会の福祉増進という施設の設置目的の達成，及び，高齢者に限らない幅広い世代の地域住民が集う場所の実現を目指している指定管理者の取り組みを市が支援することは必要であり，自主事業における施設使用料の免除はその手段の一つです。施設使用料を徴取することは，指定管理者の経営を圧迫するか，または自主事業の参加者に参加費等の負担を求めることにつながります。子どもや若い世代が施設に気軽に立ち寄れるきっかけづくりや，地域住民が様々な出会いや学びを経験できるよう，指定管理者は様々な企画を展開しており，活発な自主事業の実施に資するよう，引き続き免除による取り扱いとすることが適当であると考えます。

自主事業の実施にかかる収支決算書等の文書の作成や取り扱いについては，ご指摘の課題を解決するよう努め，また，指定管理者にも指示をし，改善を図っていきます。

（２）地域福祉課

①協定書について

協定書に備品一覧，仕様書，特記仕様書が一緒に綴られていなかった。協定を取り交わすときは，協定書の内容を確認し，適切な事務執行をされたい

（措置内容）

今後協定を締結する際には，ご指摘のような問題が発生しないよう，適切な事務執行に努めます。

②収支計算書・決算書について

事業計画書に添付されている収支計算書と，事業報告書収支決算書で科目名称が違い，計画に対してどのように委託料が執行されたか確認ができなかった。提出資料の標記内容については，指定管理者制度を担当する課とも協議して改善し，指定管理者に指導及び依頼をされたい。

（措置内容）

計画と実施における収支が明確になるよう，指定管理担当とも協議し，わかりやすい帳票の作成に努めます。

平成27年度行政監査の結果に関する報告書
（主管課契約（修繕料）に関する事務）

・修繕完了後の検査について

道路管理に要する経費で，検収員による検査が支出負担行為日から３か月以上経過し，年度末になったものが見られた（別紙参照）。所管への調査及び，業者からの完了を示す書類等を確認した結果，修繕の完了が年度末となったのではなく，検査の遅れによるものであった。

履行期限（工期）について，所管は事務の混乱期を考え長期にしたとのことである。しかし国分寺市検査事務規則第26条で，検収員は検査の相手方から完了の届出があったときは速やかに検査を行うこととなっており，履行期限までに検査するのではなく，完了後速やかに検査をするものと考える。

所管は，履行状況を把握し，業者からの完了報告，支払いの請求が滞ることないよう働きかけるとともに，修繕の完了後は速やかに検査を終了し相手方への支払いをされたい。　（道路と下水道課）

（措置内容）

修繕・工事等の発注日，請書日，工事完了日，請求書の日付，支出負担行為日，検収日，差引簿および支払期限の日付等を一覧表にして支払いの請求が滞ることの無いように改めました。